厚生労働省告示第二百七号

条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告 薬 事 法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三

平成二十二年四月三十日

示第百十二号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 長妻 昭

別表百五十四の項基準の欄中「リーマー等に」を「リーマ等に回転、 振動等の動作を」に改め、 同

表に次のように加える。

機器に接続し、これを回転させるこ	_		Ξ
根管の拡大又は清掃のため、能動型	T〇九九三	1 電動式歯科用根管リーマ	四百八十
		生装置	
		3 ポータブル診断用X線発	
⟨°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°		置	
すること (治療に使用することを除		2 移動型診断用X線発生装	
な電気を供給し、かつ、それを制御	二七	置	=
X線管装置に対してX線出力に必要	四七五	1 据置型診断用X線発生装	四百八十

動作を伝達すること。			
用バー、リーマ等に回転、振動等の			
冠等を切削又は研磨するために歯科	T五九〇八	ピース	六
空気駆動により、歯、義歯、人工歯	T五九〇七	1 歯科用空気駆動式ハンド	四百八十
動作を伝達すること。			
用バー、リーマ等に回転、振動等の			
冠等を切削又は研磨するために歯科	T五九〇九	ス	五
電気駆動により、歯、義歯、人工歯	T五九〇七	1 歯科用電動式ハンドピー	四百八十
用いること。			
をさせることによる切削又は研磨に			
上下方向の往復運動又は引上げ動作			
ため、能動型機器に接続し、これに	_		四
根管の拡大又は根管壁を平滑にする	T〇九九三	1 電動式歯科用ファイル	四百八十
とによる側面切削に用いること。			